

松戸市農業委員会総会議事録

令和 6 年 8 月 8 日

令和6年松戸市農業委員会8月総会議事録

松戸市農業委員会会長山口輝雄は令和6年8月8日午後3時00分松戸市農業委員会総会を松戸市役所新館7階大会議室に招集した。

1. 出席委員

1番	杉浦昌平	2番	杉浦勇司
5番	渡邊洋子	6番	加藤万里子
7番	山口輝雄	8番	戸張嘉宣
9番	岩佐忠夫	10番	川上博久
11番	渡来和治	12番	渡邊慶弘
13番	鈴木榮一	14番	湯浅孝一
明・矢切区域	齋藤香	常盤平・五香区域	山崎唯司
馬橋・小金区域	小林直一	馬橋・小金区域	湯浅清

1. 欠席委員

3番	横山定勝	15番	相田敏克
明・矢切区域	平川正俊	東部区域	湯浅雅之

1. 関係課出席職員 農政課

課長	松戸繁和	主査	加瀬直紀
----	------	----	------

1. 事務局出席職員

事務局長	加藤広之	事務局長補佐	榊孝弘
係長	落合利彦	主任主事	花村理恵

開会 午後 3時00分

議 長 定刻となりましたので、ただいまより令和6年8月総会を開催いたします。

議事に入る前に、本日開催の農業委員会総会を傍聴したいとの申出があり、松戸市農業委員会会議規則第16条により許可しますので、事務局、傍聴人の入室をお願いいたします。しばらくお待ちください。

(傍聴人入室)

議 長 傍聴される方に申し上げます。

松戸市農業委員会会議規則第16条の規定により、傍聴に当たっての注意事項を守ってくださいようお願いいたします。

本日の出席委員は、農業委員が12名、推進委員が4名でございます。したがって、松戸市農業委員会会議規則第7条の規定により、会議が成立しております。

◎議事録署名委員の選任

議 長 議案提出の前に、松戸市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、議事録署名委員を指名いたします。

議席番号5番、渡邊洋子委員、議席番号6番、加藤万里子委員の両委員を指名いたします。よろしくをお願いいたします。

◎議案の提出

議 長 早速議事に入ります。

本日の議案は第1号から3号となっております。

なお、報告事項については第1号から第4号までとなっておりますので、審議終了後、事務局より報告願います。

◎議案第1号

議 長 それでは、議案第1号 農用地利用集積計画についての1番を議題といたします。

それでは、利用計画について、農政課長、よろしく申し上げます。

農政課長 農政課、松戸でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第1号 農用地利用集積計画につきまして、ご審議をお願いいたします。

当案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を策定するに当たり、本委員会の決定を求めるものでございます。

今回は、再設定案件4件となります。

それでは、議案第1号1番をご説明いたします。

お手元に配付されております議案書の1ページの1番をご覧ください。

申請地につきましては、色つきの表紙の冊子でお配りしております参考資料の1ページ、2ページをご覧ください。

当案件は再設定案件で、対象農地は中矢切、現況地目は畑で、面積は1,040.61平方メートルでございます。利用権の種類は使用貸借権、期間は5年の設定でございます。

借受者の方は、ネギ、キャベツを主体に栽培する計画でございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ただいま農政課長より、議案第1号の1番について内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、鈴木委員。

鈴木委員 議席番号13番、農業委員の鈴木榮一です。

農政課長の説明でよく分かりましたし、借受人は農業経営に何の問題もございません。また、再設定でございますので、賛成したいと思います。よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま鈴木委員より、原案に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 ご意見ないようであります。

原案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第1号の1番につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

続いて、2番について、農政課長、よろしくお願いいたします。

農政課長 議案第1号2番をご説明いたします。

議案書1ページの2番、参考資料の3ページから4ページをご覧ください。

当案件は再設定案件で、対象農地は中矢切、現況地目は畑で、面積は1,014平方メートルでございます。利用権の種類は使用貸借権、期間は5年の設定でございます。

借受者の方は、ネギ、キャベツを主体に栽培する計画でございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ただいま農政課長より、議案第1号の2番について内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、鈴木委員。

鈴木委員 議席番号13番、農業委員の鈴木榮一です。

農政課長の説明でよく分かりましたし、再設定ですので、賛成したいと思います。よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま鈴木委員より、原案に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 ご意見ないようであります。

原案に賛成の農業委員の皆さんは挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございます。

それでは、全会一致と認め、議案第1号の2番につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

続いて、3番について、農政課長、よろしく申し上げます。

農政課長 議案第1号3番をご説明いたします。

議案書1ページの3番、参考資料の5ページから7ページをご覧ください。

当案件は再設定案件で、対象農地は下矢切、現況地目は畑で、面積は2,167平方メートルでございます。利用権の種類は使用貸借権、期間は5年の設定でございます。

借受者の方は、ネギ、キャベツを主体に栽培する計画でございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ただいま農政課長より、議案第1号の3番について内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、岩佐委員。

岩佐委員 議席番号9番、農業委員の岩佐忠夫です。借受者は親子で一生懸命やっています。

再設定ということもありまして、私は賛成したいと思います。よろしくをお願いします。

議長 ただいま岩佐委員より、原案に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 長 ご意見ないようであります。

原案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

議長 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第1号の3番につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

続いて、4番について、農政課長、よろしくをお願いします。

農政課長 議案第1号4番をご説明いたします。

議案書1ページの4番、参考資料の8ページから14ページをご覧ください。

当案件は再設定案件で、対象農地は中矢切及び下矢切、現況地目は畑で、面積は3,788平方メートルでございます。利用権の種類は使用貸借権、期間は5年の設定でございます。

借受者の方は、ネギ、キャベツを主体に栽培する計画でございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長 長 ただいま農政課長より、議案第1号の4番について内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、岩佐委員。

岩佐委員 議席番号9番、農業委員の岩佐忠夫です。

この方も、後継者の方が物すごくやる気満々でやっております。再設定ということもありまして、私は賛成したいと思います。よろしくお願いたします。

議長 長 ただいま岩佐委員より、原案に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 長 ご意見ないようであります。

原案に賛成の農業委員の皆さんは挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

議長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第1号の4番につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

農政課長は公務のため、ここで退席となります。ありがとうございました。

(農政課長退席)

◎議案第2号

議長 続いて、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

申請概要の説明と審査会における意見報告をお願いいたします。

第1審査会第1審査班座長 議席番号2番、杉浦勇司です。

去る8月2日金曜日、議案第2号と3号の審査のため、第1審査会第1審査班が招集され、審査会の座長を私が担当しましたので、ご報告いたします。

当日は、鈴木榮一農業委員、川上博久農業委員、加藤万里子農業委員、湯浅清推進委員、私の5名により、現地調査の上、詳細に審議をしましたので、その概要及び審査会の審査結果についてご説明いたします。

なお、審査に当たり、申請理由等を再確認するため、申請者及び関係人をお呼びし、聴取した内容を基に審議を行ったものであることをご報告します。

それでは、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の1番についてご説明いたします。

議案書の2ページ、議案参考資料については15ページから20ページになります。

申請地の位置については、15ページのところでございます。

権利の形態は、賃借権の設定です。

申請理由は、申請者は市内で梨の栽培をしています。申請地で野菜を栽培していましたが、生育が悪いため、休耕していたところ、隣地を使用している建設会社より賃借の要望があったためです。

議案参考資料の17ページをご覧ください。

施設の概要については、資材置場です。

排水については雨水のみで、砕石敷きにより自然浸透です。

被害防除については、単管の柵と安全鋼板を設置します。

費用については、自己資金及び親族からの借入れで賄うとのことから、残高証明書を確認いたしました。

農地区分については、申請地の農地からおおむね500メートル以内に住宅の用または事業の用に供する施設が連担している区域が存在していること及びその農地の広がり10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断しました。

以上、議案第2号の1番について説明いたしました。審査会では現地調査及び審査の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないと判断し、また、農地区分については第2種農地として認められることから、許可相当との意見決定を行いました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ただいま杉浦勇司座長より、申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。

審査会意見は、許可相当とのこと。です。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、渡来委員。

渡来委員 議席番号11番、農業委員の渡来和治です。

杉浦座長の説明でよく分かりました。私も賛成したいと思います。よろしくご検討お願いいたします。

議 長 ただいま渡来委員より、審査会意見に賛成との意見がありました。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 ご意見ないようであります。

審査会報告のとおり許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございます。

それでは、全会一致と認め、議案第2号の1番につきましては、許可相当との意見を付して県知事宛てに送付することに決定いたしました。

◎議案第3号

議 長 続いて、議案第3号の1番を議題といたします。

申請概要の説明と審査会における意見報告をお願いいたします。

第1審査会第1審査班座長 それでは、議案第3号の1番についてご説明いたします。

議案書の3ページ、議案参考資料については22ページから26ページになります。

申請地の位置については、22ページのところでございます。

権利の形態は、賃借権の設定です。

申請理由及び土地選定理由は、譲受人は申請地北側にある実家で両親、兄弟、妻子とともに生活しておりますが、子どもが産まれたため、実家では狭小となり、住宅環境が整わないことから、申請地を借り受け、分家住宅とするためです。

議案参考資料の24ページをご覧ください。

施設の概要については、分家住宅です。

排水については、雨水は浸透ますを設置し、前面道路へ放流します。汚水は、浄化槽を設置します。

費用については、自己資金と借入れで賄うとのことから、残高証明書と住宅ローンの申込書を確認いたしました。

農地区分については、農用地区域内にある農地以外の農地であって、良好な農地条件を備えており、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地と判断しました。

以上、議案第3号の1番について説明いたしましたが、審査会では現地調査及び審議の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないと判断し、また、農地区分については第1種農地で原則的には転用できませんが、住宅はその例外として認められていますので、許可相当との意見決定を行いました。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長 ただいま杉浦勇司座長より、申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。

審査会意見は、許可相当とのことでした。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、小林委員。

小林委員 推進委員の小林直一です。今の座長の説明でよくわかりました。分家ということで、認めたいと思います。

議 長 ただいま小林委員より、審査会意見に賛成との意見がありました。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 ご意見ないようであります。

審査会報告のとおり許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

議長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第3号の1番につきましては、許可相当との意見を付して県知事宛てに送付することに決定いたしました。

続いて、議案第3号の2番と3番を議題といたします。

2番と3番は関連しておりますので、申請概要の説明と審査会における意見報告をお願いいたします。

第1審査会第1審査班座長 それでは、議案第3号の2番と3番についてご説明いたします。

議案書の3ページ、4ページ、議案参考資料については27ページから31ページになります。

申請地の位置については、27ページのところでございます。

権利の形態は、賃借権の設定です。

申請理由及び土地選定理由は、譲受人は現在、水道施設整備事業を個人で営んでいますが、営業実績の伸びとともに使用している資材置場が手狭となり、資材置場を探していたところ、また、以前より理想的なドッグランの施設を希望していたところ、懇意にしていた農家から本件土地の賃借の話があったため、十分な広さがあり、交通アクセスもよいため、本計画に至ったところです。

議案参考資料の29ページをご覧ください。

施設の概要については、2番は資材置場用地、3番はドッグラン用地です。

整地については、駐車場部分を砂利敷きとし、ほかは転圧のみです。

排水については、雨水は自然浸透とし、犬の洗い場の排水については、浸透式の処理施設を設けます。

費用については、自己資金で賄うとのことから、残高証明書を確認いたしました。

農地区分については、申請地の農地からおおむね500メートル以内に住宅の用または事業の用に供する施設が連担している区域が存在していること及びその農地の広がり10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断しました。

以上、議案第3号の2番と3番について説明いたしました。審査会では現地調査及び審議の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないと判断し、また、農地区分につい

ては第2種農地として認められることから、許可相当との意見決定を行いました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ただいま杉浦勇司座長より、申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。

審査会意見は、許可相当とのことです。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、渡来委員。

渡来委員 議席番号11番、農業委員の渡来和治です。

杉浦座長の説明で大変よく分かりました。譲渡人はご両親が亡くなったり高齢だったりということで、なかなか農業経営が難しいお宅なので、審査会の意見に賛成したいと思います。

議 長 ただいま渡来委員より、審査会意見に賛成との意見がありました。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 ご意見ないようであります。

審査会報告のとおり許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第3号の2番と3番につきましては、許可相当との意見を付して県知事宛てに送付することに決定いたしました。

続いて、議案第3号の4番を議題といたします。

申請概要の説明と審査会における意見報告をお願いいたします。

第1審査会第1審査班座長 それでは、議案第3号の4番についてご説明いたします。

議案書の4ページ、議案参考資料については32ページから36ページになります。

申請地の位置については、32ページのところでございます。

権利の形態は、売買による所有権移転です。

申請理由は、譲受人は市内で運送業を営んでおりますが、事業の拡大に伴い駐車場の確保が必要になったことから、申請地を取得し、駐車場用地とするためです。

土地選定理由は、対象地が、本社及び営業所に近く、高速道路利用においても利便性がいいためです。

議案参考資料の34ページをご覧ください。

施設の概要については、駐車場用地です。

整地については、碎石舗装とし、出入り口部分のみをアスファルト舗装とします。

排水については、雨水のみで自然浸透です。

費用については、自己資金と金融機関から借入れで賄うとのことから、残高証明書と融資証明書を確認いたしました。

農地区分については、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、具体的には農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等であることから、第2種農地と判断しました。

以上、議案第3号の4番について説明いたしました。審査会では現地調査及び審議の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないと判断し、また、農地区分については第2種農地として認められることから、許可相当との意見決定を行いました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ただいま杉浦勇司座長より、申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。

審査会意見は、許可相当とのことでした。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、小林委員。

小林委員 推進委員の小林直一です。譲渡人は高齢で、息子さんもお病気で田んぼも他の人に頼んでいる状況なので、認めたいと思います。

議 長 ただいま小林委員より、審査会意見に賛成との意見がありました。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 ご意見ないようであります。

審査会報告のとおり許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第3号の4番につきましては、許可相当との意見を付して県知事宛てに送付することに決定いたしました。

◎報告事項

議 長 続きまして、報告事項に移ります。

事務局より報告をお願いします。

事務局 それでは、議案書 5 ページ、報告事項 1 から 11 ページの報告事項 4 についてご報告させていただきます。

まず、5 ページ、報告事項 1 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出についてですが、相続による所有権移転により 1 件の届出を受理しました。なお、あっせん希望はありませんでした。

次に、6 ページから 7 ページ、報告事項 2 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出についてですが、7 ページ下段に記載のとおり、6 月分として田 2 件、2,547 平方メートル、畑 11 件、5,613 平方メートル、合計 13 件、8,160 平方メートルの届出を受理しました。

次に、8 ページから 10 ページ、報告事項 3 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出についてですが、10 ページに記載のとおり、田 3 件、396 平方メートル、畑 21 件、3,709 平方メートル、合計で 24 件、4,105 平方メートルの届出を受理しました。

次に、11 ページ、報告事項 4 農地の現況に係る照会に対する回答についてですが、法務局から 2 件の照会があり、いずれも非農地回答をしました。

最後に、引き続き農業経営を行っている旨の証明書は、今回 6 件を交付しました。

事務局からの報告事項は以上です。

議 長 ありがとうございました。

◎閉 会

議 長 以上をもちまして、令和 6 年 8 月総会を終了いたします。

閉会 午後 3 時 3 2 分